

《 児童扶養手当のご案内 》

次の支給要件に該当する『満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの児童』を監護する父・母・父母に代わって児童を養育する方に、支給される手当です。

(外国人の方も、支給対象に含まれます。)

支給要件 (対象となる児童)

- ▶ 父母が離婚した児童。
- ▶ 父 または 母 が死亡した児童 (遺族年金を受給できない場合等)
- ▶ 父 または 母 が重度の障がいの状態にある児童
- ▶ 父 または 母 の生死が明らかでない児童
- ▶ 父 または 母 から引き続き 1 年以上遺棄されている児童
- ▶ 父 または 母 が裁判所からの DV 保護命令を受けた児童
- ▶ 父 または 母 が法令により引き続き 1 年以上拘禁されている児童
- ▶ 母が婚姻によらないで出産した児童
- ▶ 父母ともに不明である児童



支給対象とならない児童

- ▶ 父 または 母 が婚姻しているとき。(事実上の婚姻関係にある場合も含まれます。)
- ▶ 児童が「児童福祉施設などに入所」や「里親に委託」するとき

所得の制限

- 受給資格者・扶養義務者の所得状況に応じて、その年度の支給区分と支給額が判定されます。
- 支給区分は、次の表のとおりです。

【所得額と支給区分表】

(H31. 4. 1 時点)

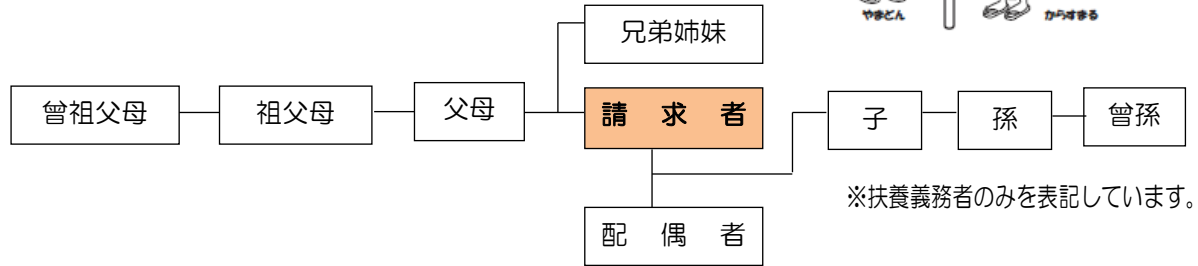
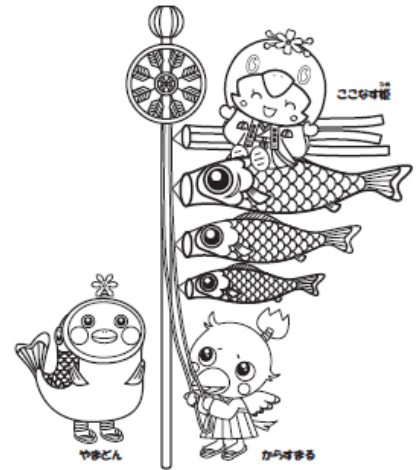
支給区分 扶養 親族の数	受給資格者の所得基準額			扶養義務者等 の所得基準額
	全部支給	一部支給停止	全部支給停止	全部支給停止
0 人	490,000 円未満	490,000 円 ～1,920,000 円未満	1,920,000 円 以上	2,360,000 円以上
1 人	870,000 円未満	870,000 円 ～2,300,000 円未満	2,300,000 円 以上	2,740,000 円以上
2 人	1,250,000 円未満	1,250,000 円 ～2,680,000 円未満	2,680,000 円 以上	3,120,000 円以上
3 人 以上	以下、380,000 円ずつ加算します。			以下、380,000 円 ずつ加算します。

※扶養親族数と所得額の相対額は、目安です。扶養される方の区分により違いがあります。

※受給資格者は、児童の父・母から受け取った養育費の 8 割が所得に算入されます。

扶養義務者とは？

- 扶養義務者は、次のとおりです。
(別棟にお住まいであっても生計が同一の場合は含まれます。)
- 民法第 877 条第 1 項に定められ、
かつ、受給資格者と生計をともにする者をいいます。
- 世帯を分けていることに関わらず、
同居する者が扶養義務者とみなされます。



手当の月額

- ▷ 支給額は、児童 1 人を基本として、監護する児童の数により加算されます。
- ▷ 支給区分は、受給資格者の所得状況に応じて判定されます。

(H31.4.1 から)

支給区分 児童数	全部支給の場合	一部支給停止の場合
児童 1 人	42,910 円	42,900 円 ~ 10,120 円
児童 2 人	10,040 円 加算	10,130 円 ~ 5,070 円 加算
児童 3 人以上	1 人増えるごとに 6,080 円 加算	1 人増えるごとに 6,070 円 ~ 3,040 円 加算

手当の支給方法

- ▷ 認定された月の翌月から、支給開始となります。
- ▷ 登録された金融機関の口座に、次の日程で支給されます。

対象月 (月)	H31 4・5・6・7	H31 8・9・10	H31 11・12	H32 1・2	H32 3・4
振込月	8 月 (4 ヶ月分)	11 月 (3 ヶ月分)	1 月 (2 ヶ月分)	3 月 (2 ヶ月分)	5 月 (2 ヶ月分)

※振込日は、原則、11 日です。土・日・祝日にあたるときは、その直前の金融機関の営業日です。

手続について

【認定請求】

- 別紙「認定請求手続き案内」に記載される書類一式を、こども課窓口に提出してください。
- 不足がある場合は、受付できません。認定・支給開始時期に関わるため、ご注意ください。
 - ▶ H31.10月までの申請 ⇒ H30.1.1時点の所得状況が適用されます。
 - ▶ H31.11月から // ⇒ H31.1.1時点 // 。

【現況届】

- 毎年8月1～31日に、受給資格者の現況について、届出が必要です。
- 届出され、所得額等の審査を経て、新年度の支給額を判定します。
 - ▶ H31.1.1時点の所得状況を適用します。⇒ H31.11月からの支給額から適用されます。
- 届出がされない場合は、手当の支給が差し止めとなることがあります。

【一部支給停止適用除外事由届】

- 児童扶養手当は、受給開始月から5年、または離婚等から7年（どちらか早い方）が経過すると、手当額の1/2が停止します。
- 受給資格者が就業しているなどの次の理由がある場合は、届出することで手当の減額が免除されます。
 - ▶ 就業している、または、就職活動など自立を図るための活動をしている。
 - ▶ 身体または精神に障がいがある。
 - ▶ 負傷や病気があり、就業することができない。
 - ▶ 児童や親族が要介護の状態にあり、受給資格者が介護する必要があり、就業できない。



その他の注意事項

【手続き】

- 家族構成や受給資格者の状況に変わりがありましたら、こども課で手続きをお願いします。
 - ▶ 住所・氏名・振込先を変更するとき
 - ▶ 監護する児童の数に増減があるとき
(出生・児童福祉施設入所・監護しない等)
 - ▶ 児童と別居するとき
 - ▶ 市外に転出するとき
 - ▶ 所得が高い扶養親族と同居を始めるとき。
または、その方が転出するとき。



【公的年金】

- 公的年金等を受給している方は、その額が児童扶養手当の受給額を下回る場合に、差額分を受給できます。該当する場合は、申請時に相談の上、証明書類の提出をお願いします。
(公的年金を受給しているにも関わらず、偽って児童扶養手当を受給した場合は、全額返還いただきます。)

資格を喪失する場合

- 次の事由に該当する場合は、児童扶養手当の受給資格がなくなります。
 - ▶ 受給資格者が婚姻したとき。または、事実上の婚姻関係にあるとき。
(異性と同居される場合は、事実上の婚姻関係とみなされることがあります。)
 - ▶ 児童を監護しなくなったとき。児童福祉施設入所や里親委託等になったとき。
 - ▶ 受給者または児童が亡くなったとき。
 - ▶ 「遺棄」が受給要件である場合に、児童の父親・母親から連絡や送金等があったとき。
 - ▶ 「拘禁」が受給要件である場合に、児童の父親・母親の拘禁が終えたとき。
- ※これらに当たるにも関わらず、偽りや不正で受給を続けた場合は、事案が生じた日から支給した分の手当を、全額返還いただきます。

《 ひとり親家庭医療費助成 》

ひとり親家庭の親と子が、病気やケガで医療機関等の診療を受けた場合、健康保険適用分の内、支払った医療費の一部を助成します。

(遺族年金等の受給により、児童扶養手当を受給されない方も、それに準ずる所得要件等を満たす場合は、助成を受けることができます。)



【助成の対象となるもの】

- ▶ 窓口で支払った医療費で、1医療機関あたり1月ごと月額500円を差引いた額を助成します。
(薬局の分は、全額が助成されます。)

【助成の対象とならないもの】

- ▶ こども医療費や他制度の適用を受けられるもの
- ▶ 健康保険適用外のもの ▶ 入院時食事療養費 ▶ 文書料 ▶ 健康診査や予防接種の費用

助成方法

- こども課窓口にて、助成申請書に医療費領収書を添付して、押印のうえ提出してください。
- 領収書は、「保険点数・総医療費」「負担割合」「入院・外来の別」の記載が必要です。
- 受診した月の翌月から、1年以内の申請が必要です。
- 1年が経過した以後は、助成を受けることができませんので、留意してください。